

## 福岡市役所本庁舎弁当販売に係る仕様書

## 1. 公募物件／使用料

公募物件の募集区分は下表のとおりであり、使用料は、事業者が提案する額(年額)とする。

募集区分	使用許可場所/所在地	使用許可面積/ 最低使用料(注)	位置
A	福岡市役所 行政棟3～8、11、12、14階 福岡市中央区天神1丁目8番1号	3.3㎡ 78,244円(税込)	別添2 のとおり
B	福岡市役所 行政棟10・13階 福岡市中央区天神1丁目8番1号	3.3㎡ 39,122円(税込)	

(注) 年額(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの241日間(1日3時間以内))

※募集区分Bの応募については、障害者総合支援法に基づき、福岡市が指定した障がい福祉サービス事業所であることを条件とします。このため、使用料については、本市の障がい福祉施策の推進に寄与すると認められることから、正規の使用料から減免することを前提としたものです。【行政財産使用条例第4条第1項第4号】

## 2. 営業条件等

## (1) 弁当販売について

販売できる商品は、昼食用としての弁当やサンドイッチ・パン等に限ることとし、年間を通じ庁舎内の市職員等を対象として継続的に弁当販売すること。

使用許可場所を弁当販売・回収目的以外で使用することはできません。また、庁舎内で食品を製造、加工又は調理(加熱やつぎ分け等を含む)を行うことはできません。

共用部であることから、床面に座っての販売はできません。

弁当販売を行うにあたり、電気・ガス・水道水を使用することはできません。

ただし、床等の汚れを拭き取る等を目的とするSK及び水道水の使用は認めますが、清掃機材の用意は販売事業者で準備するものとします。

(弁当容器等)

福岡市では「新循環のまち・ふくおか推進プラン」に基づき、ごみの削減と3Rの推進に取り組んでいます。

①弁当容器は、原則として、リユース容器を使用することとします。

※食材の間仕切りに使用するプラカップやバラン等を除き、ワンウェイプラスチック包装容器の使用は禁止します。ただし、販売オペレーション(容器の洗浄等)の都合等を考慮し、一部の商品に紙製ワンウェイ容器(パルプモールド製容器等)を使用することは可能とします。

- ②販売した商品引き渡し時のレジ袋使用については、禁止します。
- ③使用しようとする容器について疑義がある場合は、必ず販売前に事前協議を行うこと。

(食品表示・衛生管理等)

- ① 販売する弁当には、必ず食品表示法に基づく表示を貼付か添付することし、表示内容については、管轄する保健所に確認を行うこと。  
(例:シール表示の貼付または紙に記載したものの添付など)
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて販売事業者の負担で行うものとします。
- ③ 販売事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食中毒等事案発生時においては、すべて販売事業者の責任と負担において対処すること。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

## (2) 販売時間等

- ① 準備及び片付けを含めて、開庁日の11時から14時まで(販売については、12時から13時まで)とします。
- ② 弁当販売に関する問い合わせ並びに苦情については、販売事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を容器又は空き容器回収ボックス等のわかりやすい場所にはっきりと貼付又は掲示すること。
- ③ 弁当販売に併設して、空き容器の回収ボックスを弁当販売後から回収までの間設置し、弁当容器・ゴミは原則として、弁当販売日14時までには回収することとし、販売事業者の責任で日に1回以上、適切に回収を行うこと。
- ④ 回収場所は必要に応じて清掃をするなど、衛生管理に努めること。また、弁当のチラシ等に回収場所、回収時間を掲載する等、弁当容器回収の周知に努めること。
- ⑤ 使用許可を受けた場所・販売時間以外での販売商品と直接関係のない広告の掲示(張り紙・案内板等)を行うことはできません。
- ⑥ 庁舎内の職員等にむけた弁当販売であるため、庁舎外向けの販売や呼び込みのためのPR活動(チラシ配布、Web 広告などを含む)は禁止します。

## (3) 許可証の携行

販売事業者は庁舎内に出入りする従業員に対し、福岡市が発行した許可証を携行させるものとします。

## (4) 弁当類の搬入・搬出について

販売品の搬入及び搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げとならないよう配慮してください。搬入出経路は、財産管理課及び警備員の指示を順守してください。

庁舎敷地内には駐車できません。市庁舎駐車場(地下・一般車)または近隣駐車場をご利用ください。ただし、搬入スペース(別添2参照)に空きがある場合に限り、一時停車し、弁当の積み降ろしのみを行うことは可能です。(車を無人にしての駐停車は不可)

(5) 許可取消及び使用料の還付について

募集要項・仕様書の各条件等に違反した場合及び食中毒等の発生により弁当販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合は、許可期間にかかわらず使用許可を取り消す場合があります。この場合において、販売事業者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負いません。

なお、年度途中で使用許可の取消し又は自己都合により販売を辞退した場合等も、既に納付した使用料は還付できません。

(6) 災害時等の許可場所の取扱いについて

① 地震、台風等の災害が発生し、災害対策のために使用許可場所の使用が必要と市長が判断したときは、弁当販売営業を休止することとし、市が必要なスペースを使用できるものとします。

② この場合においては、営業を休止した日数に係る使用料を還付します。

3 営業の開始について

営業の開始は、令和8年4月1日(水)からとします。

4 原状回復

販売事業者は、許可期間が満了したとき又は許可が取り消された場合に床面・壁面等に弁当販売によってできた破損・汚損が認められるときは、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、販売事業者は一切の補償を市に請求することができません。

5 参考データ

(1) 福岡市役所(行政棟・議会棟)職員等人数(令和7年5月時点)

市職員等数 3,532人

(2) 各階ごとの1日当たりの売上個数の平均は下表のとおりです。(令和7年12月調べ)

募集区分A									
3階	41個	4階	117個	5階	34個	6階	88個	7階	33個
8階	34個	11階	100個	12階	50個	14階	64個		
募集区分B									
10階	49個	13階	34個						

※今後の売上を保証するものではありません。

(3) 庁内他店舗等の状況

令和8年度における福岡市役所本庁舎敷地内の飲食関係店舗は次のとおりです。

建物名	階数	施設名
福岡市役所本庁舎	1階	ユニバーサルカフェ(軽飲食)
	敷地内	ローソン福岡市役所店
	敷地内(九州広場)	キッチンカー

(4) 食品表示に関すること

消費者庁ホームページ等を確認の上、関係法令を遵守してください。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて福岡市と協議するものとします。